

広島県告示第千二百三三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十九年十一月二十九日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十一月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道高田沖美江田島線	江田島市沖美町三吉字原三二〇番一地从先から江田島市沖美町三吉字原三三二番一地从先まで	平成一九年一月一五日